

健全性支援実績No1を目指す！

Tax & Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F

TEL(06)6538-0872

FAX(06)6538-0896

E-mail info@tfg.gr.jp
(編集担当 藤本)

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- ・4月から商品価格の総額表示が義務化されました
- ・給付金・助成金の税務
- ・中小企業生産性革命推進事業

[今月のトピックス]

- ・厚生労働省情報コーナー
- ・今月のお役立ちホームページ
- ・一時支援金のお知らせ

4月から商品価格の総額表示が義務化されました

2年後のインボイス制度もお忘れなく

令和3年4月1日より、消費者に対して商品の販売や役務の提供などを行う場合に価格表示をするときは総額表示が義務付けられました。但し、事業者間での取引は総額表示の対象とはなりません。ここでは総額表示の意義や表示例等をご説明させて頂き、令和5年10月から始まる適格請求書等保存方式（インボイス制度）をご説明させて頂きます。

総額表示の意義と表示媒体

総額表示とは値札やチラシ等で事前にその表示価格を表示する際に消費税額を含めた価格を表示することです。対象となる表示価格は、商品本体への値札による表示、店頭における表示、チラシ広告、新聞、テレビなどによる広告等、消費者に対して行われる表示価格であれば、表示媒体のいかんにとらわれず総額表示が義務付けられます。インターネットを活用した販売をする場合、店舗等を持たなくとも消費者との取引が発生する機会が生ずるので注意が必要です。また、表示ですので口頭による価格の提示は含まれませんし、事前に価格を表示している場合に総額表示が求められるので価格表示がされていない場合の総額表示は強制されません。

総額表示の表示例

総額表示の価格の表示例は次の通りです。

仮に、商品本体価格1万円（消費税率10%）であれば、11,000円、11,000円（税込）、11,000円（うち消費税1,000円）、11,000円（税抜価格10,000円）、11,000円（税抜価格10,000円、消費税1,000円）、10,000円（税込11,000円）等税込価格が表示されていれば消費税額等を併用して表示することも可能です。

また、総額表示義務は、値札や広告等で消費税相当額を含む支払金額の総額の表示を義務化したものであってレジシステムの変更を義務化したものではありません。また、個々の商品に税込価格が表示されていなくても棚札やPOP等でその商品の税込価格が一目でわかれば問題はありません。（但し、お客様とトラブルにならないよう注意する必要があります）

令和5年10月1日より適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。

適格請求書等保存方式により、消費税の仕入税額控除を受けるには「適格請求書」等の請求書の保存が要件となります。この「適格請求書」は「適格請求書発行事業者」しか発行できません。「適格請求書発行事業者」になるには税務署に登録申請書を提出し登録を受けなければなりません。課税事業でなければこの登録を受けることができないので、消費税の免税事業者が「適格請求書発行事業者」になるには「消費税課税事業者選択届出書」を提出してあえて消費税の課税事業者になる必要がでてきます。適格請求書保存方式への移行で、たとえ3万円未満であっても適格請求書が無ければ、消費税の仕入税額控除ができなくなります。但し、鉄道運賃や自販機での購入等の場合は、現行通り帳簿への記載のみで可能です。

「適格請求書」の記載事項は以下の6点です。

1. 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
2. 取引年月日
3. 取引内容（軽減税率の対象品目である場合には、その旨）
4. 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
5. 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
6. 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

小売業、飲食店業、写真業、タクシー業又は駐車場業等の不特定多数の者に課税資産の譲渡や役務の提供を行う一定の事業を行う場合には適格請求書にかえて適格簡易請求書を交付することができます。

この、適格簡易請求書は、「適用税率」又は「適用税率ごとの消費税額等」のどちらかを記載すればよく、書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称を省略することができます。

経過措置

適格請求書等保存方式になれば、適格請求書発行事業者以外の者（免税事業者・消費者）からの仕入で仕入税額控除を適用できなくなるので、現行の「区分記載請求書等」と同様の事項を記載した請求書等を保存し、帳簿に経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合は以下の期間で仕入税額控除相当額の一部を仕入税額控除することができます。

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間、仕入税額控除相当額の80%

令和8年10月1日から令和11年9月30日までの間、仕入税額控除相当額の50%

・ 給付金・助成金の税務

益金算入時期など

新型コロナウイルス感染症をきっかけにして、法人が給付金や助成金の給付を受けることが増えていることと思います。その給付金・助成金について、どの時点で税務上益金処理するかが実務上問題となります。主にその時期について以下でご説明いたします。

給付金・助成金の収益計上時期のポイント

給付金・助成金の収益計上時期はあらかじめ、「経費支出の補てん」という意図で給付されたものかどうかで益金算入時期が異なります。

つまり経費支出の「補てん」の性格を有しないものについては、支給決定時の属する事業年度の益金の額に算入することになります。

一方、経費支出の「補てん」の性格を有するものであって、かつ、あらかじめ経費支出の「補てん」を前提に所定の手続が行われている場合には、経費支出の発生時と同事業年度において益金の額に算入することになります。

雇用調整助成金

雇用調整助成金は休業手当という経費支出の「補てん」の性格を有していますので、給付原因である休業等の事実があった日の属する事業年度で収益計上することになります。

したがって、決算において、給付金額が確定していない場合であっても給付額を見積もって収益計上する必要があります。

又、経費の「補てん」の性格があっても「将来」発生する経費支出の補てんのため、「一括」で支給されるものについては支給決定時の属する事業年度に「一括」して益金に算入することになります。

一時支援金

一時支援金は新型コロナウイルス感染症の環境下で中小企業の事業全般に活用できるものであり、経費支出の「補てん」のない性格のものであります。したがって、その支給「決定」があった日の属する事業年度の益金の額に算入することになります。

ただし、経済産業省から送付される支給決定通知書には支給決定日の記載がなく、支給決定通知書が届く前に入金になることもあります。このような一時支援金の支給実態からすると、入金日と支給決定通知書が届いた日のいずれか早い日の属する事業年度において収益計上することとなるものと考えられます。

上記の内容まとめ

経費支出の補てんの性格の有無	収 益 計 上 時 期	
無	支給決定時の属する事業年度の益金の額に算入	
有	事後的に経費補てんが行われた場合	支給決定時の属する事業年度の益金の額に算入
	あらかじめ経費支出の補てんを前提に所定の手続が行われた場合	経費支出の発生時の属する事業年度の益金の額に算入する 支給額が確定していない場合、見積もり計上が必要
	将来発生する経費支出の補てんのために一括で支給された場合	支給決定時の属する事業年度に一括で益金の額に算入

給付金と圧縮記帳との関係

IT 補助金やものづくり補助金の交付を受けて機械装置、ソフトウェア等を導入した場合、固定資産の取得のために充てることを目的として交付を受けた補助金については収益計上した上でその取得する固定資産に

ついて圧縮記帳の適用を行うことができます。(課税の繰延)。その場合、中小企業経営強化税制や中小企業投資促進税制による特別償却または税額控除との重複適用も可能となります。なお、重複適用する場合、圧縮後の取得価額に対して特別償却又は税額控除を適用することになることについて留意が必要となります。

厚生労働省情報コーナー

まん延防止等重点措置に関してお知らせが掲載されました。

まん延防止等重点措置は緊急事態宣言特例と同じ内容です。雇用調整助成金の特例は大企業への助成率が80%、解雇せずに雇用を維持した場合は100%となります。特例の対象となる期間は4月5日～6月30日までとなっています。(関係省令の改正によりこの期間になる予定です)

まん延防止等重点措置の要請内容は各都道府県のホームページに掲載されています。大阪府などはパートナーの仕切り方やマスクをつけながらの会食の動画など細かく要請が出ています。

この特例は大企業向けのものでありますが、大企業であっても厳しい状況に変わりないことを表しているのではないのでしょうか。

・中小企業生産性革命推進事業(特別枠)

新たな特別枠に改善されました

中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」について新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、補助率又は補助上限を引き上げた低感染リスク型ビジネス枠として「特別枠」が設けられました。

新型コロナウイルスの影響を受けて、サプライチェーンの毀損への対応や、非対面ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備等に取り組む事業者による、設備投資、販路開拓、IT導入等を優先的に支援する制度となっております。

各補助事業の内容がコロナ枠として拡充されています。

1. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)

補助上限: 1,000万円 補助率: 1/2から2/3へ引き上げ

中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等に対する支援。

2. 小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)

補助上限: 50万円から100万円へ引き上げ 補助率: 2/3から3/4へ引き上げ

小規模事業者等が感染症の影響を乗り越えるために、経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等に対する支援。

3. サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 (IT 導入補助)

補助額：30万～450万

補助率：1/2から2/3へ引上げ

申請要件

1. サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと。

例えば部品調達困難による部品の内製化や出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓など。

2. 非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと。

例えば店舗販売からEC販売へシフト、VR・オンラインによるサービス提供など。

3. テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること。

WEB会議システムの導入やPC等を含むシンクライアントシステムの導入など。

直近の申請締切

1. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)

締切：5月13日

2. 小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)

締切：5月12日

3. サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 (IT 導入補助)

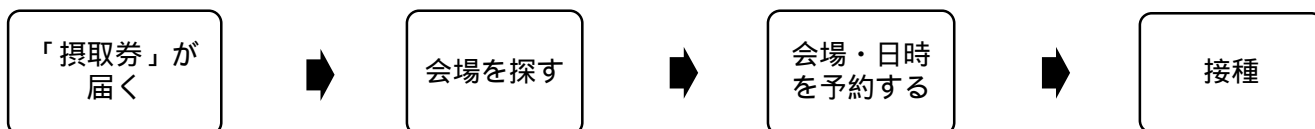
締切：5月14日

従来の補助金からの変更点として、通年での公募となりますので十分な準備をしたうえで申請・事業実施が可能となっています。締め切り日が複数回設けられていますのでタイミングをみて申請することができます。



厚生労働省情報コーナー

新型コロナワクチン接種が始まっています。まずは医療従事者等からの摂取となっています。接種費用は公費で賄われますので無料です。接種までの流れは下記のようになっています。



医療従事者等にも届きますが、こちらは使用しないで勤務先からのお知らせに従ってください。

又、接種は受けるようにお勧めしていますが、強制ではありません。同意がある場合に限り、接種が行われます。

接種を受けた後に副反応が起きた場合の予防接種健康被害救済制度が設けられております。健康被害は極めて稀と言われていますが、ゼロではないのでこのような制度が用意されています。詳しくは、厚生労働省のホームページでご確認ください。



今月のブックマーク

いまだに衰えない新型コロナ。経済にも多大な影響を与えています。経済産業省のミラサポではあなたに合った補助金や支援金を探すことができます。現在いろいろな支援が出ておりますが、なかなかどれが該当するのかわからない方も多いと存じます。

人から聞く話も、実際は該当しなかったり、それ以外のもので該当したりしているようです。ご自分の目で確かめてください。

「新型コロナサポートナビ」

<https://mirasapo-plus.go.jp/covid-19/>

一時支援金のお知らせ

緊急事態宣言が発令されたことを受け、飲食店の時短営業や不要不急の外出移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支給金」（一時支給金）が給付されます。

- 対象者：・緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。
・2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること。

給付額：2020年又は2019年の対象期間の合計売上 2021年の対象月の売上×3か月
上限：中小法人等 60万円 個人事業者 30万円

申請受付期間：2021年3月8日（月）～5月31日（月）

登録確認機関での確認が必要です。 **TFG**は登録確認機関です。

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 藤本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようお願い申し上げます。

起業・革新・ベンチャー支援 … **T&FG** Group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

TFG ニュース編集担当 藤本 清